

# 食品表示に関する消費者庁交渉 「遺伝子組み換えでない」表示が消える ～消費者の知る権利・選ぶ権利を守ろう～

食用油や醤油などで表示が免除されるなど不十分な表示制度の下で、私たちの食卓にあふれる遺伝子組み換え食品に表示はありません。そんな中で、これまで遺伝子組み換え食品を避けるために役立っていた「遺伝子組み換えでない」という表示が、この4月から実質的に禁止されようとしています。

消費者の知る権利・選ぶ権利がさらに奪われようとしているのです。消費者庁との意見交換会を開催します。全国どこからでも参加できますので、消費者の声を行政にぶつけましょう。

**日時 2月28日(火) 13時半～15時半**

**会場 参議院議員会館 B103号会議室**

地下鉄永田町駅または国会議事堂前駅より徒歩 1～3分

**オンライン併用**

**定員 会場参加 45名、オンライン参加 500名**

**参加費 無料**

**申込み 右のQRコード、ホームページから  
またはファックス、電話で**

(お名前、メールアドレス、電話、会場/オンラインの別、所属を記載)



## 私たちの要求

- 1、「遺伝子組み換えでない」表示の過剰な規制を是正すること
- 2、遺伝子組み換え表示基準量(5%)を引き下げること
- 3、社会的検証を取り入れ、食用油等の遺伝子組み換え表示を義務付けること
- 4、ゲノム編集食品の表示を義務付けること

**主催 日本消費者連盟、遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーン**

TEL 03-5155-4756 FAX 03-5155-4767 メール office@gmo-iranai.org